

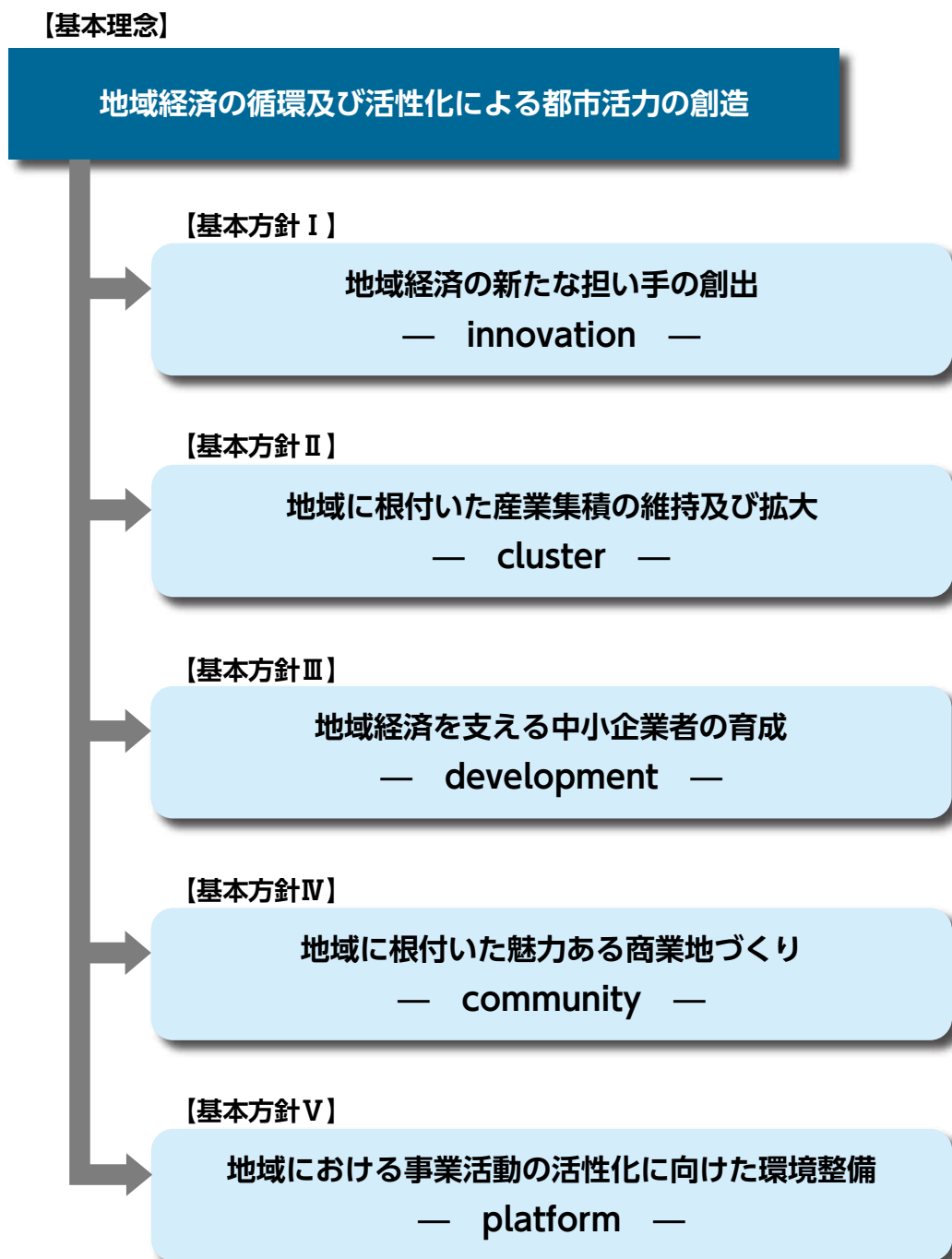
第4章

ビジョンにおいて目指すべき方向性

第4章 ビジョンにおいて目指すべき方向性

本章では、本ビジョンにおける基本理念として、本市が商工振興施策の推進を通じて実現すべき将来像と、その将来像を実現するために必要となる五つの基本方針を示す。また、それら五つの基本方針については、今後本市が推進すべき商工振興施策を明確化するために、それぞれの方針に沿った施策への具体化を行う。

第1節 基本理念及び基本方針



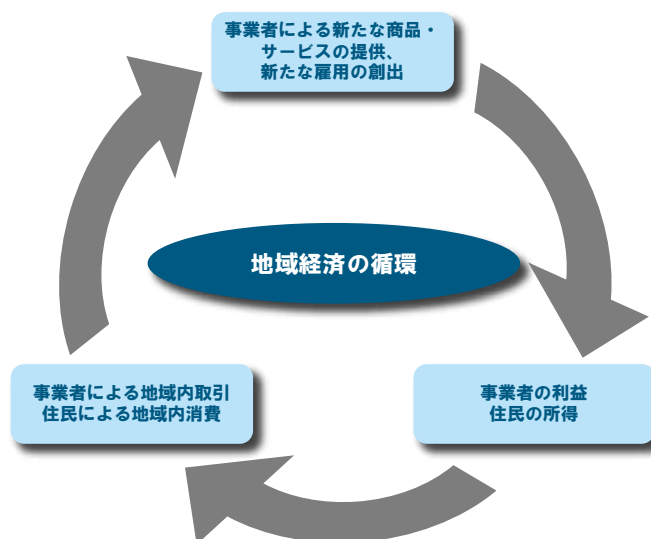
(1) 基本理念

地域経済の循環及び活性化による都市活力の創造

本市が将来にわたって持続的に発展し、快適な市民生活を支えていくためには、地域の事業者による事業活動や地域コミュニティの核となる商業地の活性化を支援するとともに、市民生活の基盤となる雇用の創出を促進することにより、都市の活力を創造していくことが必要である。国内においては現在、人口減少、少子高齢化、海外との競争激化、情報技術の発達、就業構造の変化等の経済及び社会構造の変化により、中小企業者をはじめとする事業者の経営環境は厳しさを増している。それは本市においても例外ではなく、そういった状況の中で、都市の活力を創造する商工業の振興に向けた取組の重要性はますます高まっている。

本市においては、平成21年（2009年）4月に、産業の振興に関する基本理念及び施策の方針等を定めた「吹田市産業振興条例」を施行しており、同条例においては「産業基盤の安定及び強化並びに地域経済の循環及び活性化を図り、もって就労機会の増大及び安心安全な市民生活の確保に資するとともに、調和のとれた地域社会の発展に寄与すること」を目的としている。特に「地域経済の循環及び活性化」については、行政や経済団体等だけでなく、地域における大型店を含む大企業者、金融機関などが中小企業者をはじめとする事業者の発展を支援することにより、新たな商品、サービスの提供や新たな雇用の創出を促進し、そのことが新たな取引や消費の拡大につながり、事業者の更なる発展を実現するという一連の循環を生み出すことで、地域経済を活性化しようとする重要な考え方である。また、そのための産業の振興の推進にあたっては、同条例の基本理念にも掲げられているとおり、行政、市民、事業者及び経済団体等による協働、事業者の自助努力及び創意工夫、そして市内事業者の大部分を占める中小企業者、とりわけ小規模企業者の発展が不可欠である。

本ビジョンにおいては、上記の考え方に基づき、「地域経済の循環及び活性化による都市活力の創造」を基本理念として掲げ、その実現を目指して、平成37年度（2025年度）までの今後10年間ににおける本市の商工振興施策の方向性と推進のあり方を示す。



(2) 基本方針

◆ 基本方針Ⅰ

地域経済の新たな担い手の創出 — innovation —

本市においては、利便性の高い立地環境などから全国的に見ても高い開業率を有しており、また、開業率が廃業率を上回っていることから、市内事業所数の増加にもつながっている。今後、地域経済の活性化を推進していくにあたっては、強みである開業率を更に高めるとともに、事業者が成長分野への業態転換や円滑な事業承継などを行うことができるよう支援することで、産業の新陳代謝を促し、多様な産業の創出と市内雇用の拡大につなげていくことが必要である。そのために、市内における創業者の発掘と創業及び第二創業の促進、また創業後間もない事業者に対する事業継続支援に取り組むとともに、商店街等においては、空き店舗を活用した創業者の出店による組織活性化などを支援することで、地域経済の新たな担い手の創出を図る。

◆ 基本方針Ⅱ

地域に根付いた産業集積の維持及び拡大 — cluster —

本市においては、市域南部を中心に事業所が集積している一方で、住工混在などの操業環境の悪化による事業所の市外移転が進んでおり、事業所数の減少の一因となっている。今後の対策として、既存事業所の市外移転を防ぐことはもちろん重要であるが、事業所がやむを得ず移転してしまった場合には、その跡地を再び事業用地として活用していくことも重要である。そのために、本市の強みである交通利便性の高い立地環境や、豊富な若手人材を輩出する大学が集積している利点等を活かし、新たな雇用や取引を生み出す成長企業の誘致を進めるとともに、市内への定着を支援することで、地域に根付いた産業集積の維持及び拡大を図る。

◆ 基本方針Ⅲ

地域経済を支える中小企業者の育成 — development —

本市の産業振興においては、事業所数及び従業者数の大部分を占め、地域経済を支えている中小企業者の発展が不可欠である。しかしながら、人口減少、少子高齢化、経済のグローバル化による競争激化などの厳しい経営環境の中で、市内の中小企業者、とりわけ小規模企業者をはじめとする多くの事業者が、事業活動における様々な課題を抱えている。その一方で、独自の技術開発などによるイノベーションに積極的に取り組み、継続的な成長を実現している中小企業者も存在している。本市においては、それら様々な中小企業者の現状把握を進め、各事業者の実態に応じた効果的な支援を行うことで、市内産業の底上げと成長企業の更なる育成を図る。

◆ 基本方針Ⅳ

地域に根付いた魅力ある商業地づくり — community —

郊外型の大型商業施設の立地や都市の再開発による商業機能の集積など、本市の内外において、地域商業を取り巻く環境は刻々と変化している。そういった状況の中で、市内の商業地においては、消費者に対する利便性の向上や安心安全の確保、魅力ある個店の集積など、地域住民のニーズへの更なる対応が求められており、また、市内の商業地が地域に根付くためには、商業者や地域住民が互いに交流を図ることのできる地域コミュニティの核としての機能も必要とされている。そういったことから、本市においては、商業者による組織活動の活性化や地域住民との協働による取組を支援することなどにより、地域に根付いた魅力ある商業地づくりを図る。

◆ 基本方針Ⅴ

地域における事業活動の活性化に向けた環境整備 — platform —

本市においては、行政及び経済団体等による産業振興を目的とした様々な施策が講じられているが、それらの施策を含め、中小企業者をはじめとする市内事業者の事業活動にとって必要な情報については、必ずしも適切に行き届いているとは言えない状況がある。今後、支援を必要とする事業者が必要な情報を得ることができるよう、行政と経済団体等が連携し、支援施策等についての情報発信機能を強化するとともに、あらゆる機会を通じて、事業者同士あるいは事業者と行政、市民、大学、研究機関等との交流及び連携を支援し、多様なネットワークの形成を促進していくことで、市内事業者の課題解決と事業活動の更なる活性化に向けた環境整備を図る。

第2節 基本方針に基づく商工振興施策

◆ 基本方針Ⅰ 地域経済の新たな担い手の創出 — innovation —

【施策Ⅰ】 創業の促進及び創業者の事業継続に対する支援

創業者の事業継続支援のための補助金の交付、創業者育成のための交流会の開催、商店街等における空き店舗活用に対する補助金の交付 など

◆ 基本方針Ⅱ 地域に根付いた産業集積の維持及び拡大 — cluster —

【施策Ⅱ】 地域経済の循環及び活性化に資する企業誘致の推進

企業の新規立地に対する奨励金の交付、立地企業が地域に根付いた事業活動を継続するための補助金の交付 など

◆ 基本方針Ⅲ 地域経済を支える中小企業者の育成 — development —

【施策Ⅲ】 中小企業者の経営の安定、販路開拓及び人材育成に対する支援

企業訪問による情報提供及び情報収集、中小企業者の事業活動支援のための補助金の交付、中小企業者に対する情報提供のためのセミナーの開催 など

◆ 基本方針Ⅳ 地域に根付いた魅力ある商業地づくり — community —

【施策Ⅳ】 商業者等による組織活動及び商業地の活性化に対する支援

商店街等による組織活動の活性化のための事業活動又は商業共同施設の設置等に対する補助金の交付、商業者又は商業団体に対する各種相談受付、駅周辺のまちづくりに対する支援 など

◆ 基本方針Ⅴ 地域における事業活動の活性化に向けた環境整備 — platform —

【施策Ⅴ】 行政による情報発信及び市民、事業者並びに経済団体等による交流の促進

企業訪問、セミナーの開催、冊子の発行等による行政からの情報提供、企業間連携又は産学連携を促進するための補助金の交付 など